

## 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

文京区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社（以下「乙」という。）は、令和2年8月28日付けで締結した災害時における電力復旧に係る連携に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

### （目的及び原則）

第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路区域及びその他区域の啓開作業を早急かつ円滑に実施するため、相互協力を行うことを目的とする。

2 相互協用に当たっては関係法令等の定めに従って対応するものとする。ただし、停電が長期化する状況、復旧に緊急を要する状況等においては、双方協議の上、必要と認められる場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき相互に協力する。

### （定義）

第2条 本覚書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 停電復旧作業 停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱、電線等の設備（以下「電力設備」という。）に接触している樹木等の障害物の除去、電力設備に近接した障害物による感電、火災等の危険性を排除するために必要な措置、道路の通行に支障となる電力設備の除去等の作業をいう。

(2) 啓開作業 道路の通行に支障となる障害物の除去等の作業（停電復旧作業に該当するものを除く。）をいう。

### （対象区域）

第3条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第44条第1項の規定により指定された沿道区域を含むものとする。

2 前項に規定するもののほか、相互の協力が必要な区域が発生した場合には、甲乙協議の上必要な範囲について定めるものとする。

### （対象作業）

第4条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業とする。

### （要請の手続）

第5条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則として、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書を相手方に提出することにより行うものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請の種別（電力設備の除去、障害物の除去又は両者）
- (2) 作業場所（直近の電柱番号、住所、地図等）
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時
- (5) 要請者連絡先
- (6) その他必要な事項

（道路区域における作業の実施）

第6条 甲及び乙は、第3条第1項に規定する区域における作業について、前条の規定による要請を受けたときは、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、迅速な道路啓開に乙の電力設備が支障を来すと判断したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり当該設備の除去作業を実施することができる。

3 甲は、前項の作業を実施するときは、乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

4 第1項の規定にかかわらず、乙は、停電復旧を早期に実施するに当たってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、口頭、電話、電子メール等により甲に連絡した上で啓開作業を実施することができる。

（その他区域における作業の実施）

第7条 第3条第2項に規定する区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議の上実施するものとする。

（費用負担）

第8条 前2条の規定により実施された停電復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別表第1による。

2 甲及び乙は、前項の規定により負担する費用について、相手方から請求書の提出があったときは、その内容を精査し、速やかに当該費用を支払う。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、別表第2に定めるとおり、相互協力のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、相手方に共有する。

（実施責任）

第10条 関係機関への周知及び第三者からの問合せ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（有効期間）

第11条 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から基本協定書の有効期間満了の日までとする。

(協議)

第 12 条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 12 月 8 日

東京都文京区春日一丁目 1 6 番 2 1 号

甲 文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都豊島区北大塚二丁目 3 3 番 1 7 号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社

代表者 大塚支社長 土岐 有紀子